

# 第1章 本計画をつくるにあたって

## 1 子どもにとっての読書

子どもの読書活動は「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」です。（子どもの読書活動の推進に関する法律 第2条（基本理念）参照P32）

読書をすることで、子どもは広い世界を知り、普段の生活では直接体験することのできない発見や感動を味わうことができます。そして、その体験から豊かな感情や感性が育まれます。また、多くの情報や知識を得たり、様々な人々の生き方にふれたりすることで、子どもが自分の将来に夢をもち、自己実現を図る手助けもしてくれます。

読書活動は、人生を豊かなものとし、変化が激しい今の社会を生き抜くために必要な力を身に付けていく上で、欠くことのできない活動です。

## 2 子ども読書活動の動き

### (1) これまでの国と県の動き

#### ① 教育基本法の改正（平成18年12月）、学校教育法の改正（平成19年6月）

教育基本法の改正により、教育の目標の一つに、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」ことが掲げられました。また、家庭教育や幼児教育の重要性や、学校・家庭・地域の連携の具体的な取組の視点が盛り込まれました。

教育基本法の理念を受けて改正された学校教育法においても、普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定されました。

#### ② 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）（平成25年5月）

国の第二次の計画が期間満了に伴い、第三次の計画が文科省により策定されました。第二次の成果としては、児童室を有する図書館が増加したことや、子どもの読解力が国際的に見て上

位になったことなどを挙げています。課題として、学校段階が進むにつれ生じる読書離れや、学校図書館資料の整備が不十分であることなどが指摘されています。これらを受けて、第三次では家庭、地域、学校をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような方針を示しています。

### ③ いばらき子ども読書活動推進計画（第二次推進計画）（平成22年1月）

本県でも第二次計画を策定しました。県では、これまでの子どもの読書活動の推進状況等から、幼児期からの読書活動の推進、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実、学校における言語環境の充実を基本方針としました。

#### (2) 日立市のこれまでの取組

本市では、国や県の子どもの読書活動を推進する動きが活発化したのを受けて、平成18年11月に、子どもが読書に親しむきっかけと読書習慣の形成や、読書環境整備を充実させるため「日立市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、これまで子どもの読書活動を推進してきました。



図書時間に読み聞かせ